日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……（環境局総務部環境政策課）…一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…八
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）…九
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……（同）…一〇
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（建設局河川部指導調整課）…一二
○東京都立海上公園の区域及び面積の変更……（港湾局臨海開発部海上公園課）…一三

規則（教）
○東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則……一四

告示（選）
○政治団体の届出……一四
○政治団体の届出事項の異動の届出……一六
○政治団体の解散の届出……一九
○資金管理団体の指定の届出……二一
○資金管理団体の届出事項の異動の届出……二三
○資金管理団体でなくなった旨の届出……二三
○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日……二四
○衆議院（小選挙区選出）議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……二四

告示（公）
○技能検定員審査の実施……二五
○指定講習機関の届出事項の変更届出……二六
○認定教育実施者の届出事項の変更届出……二六
○認定検査実施者の届出事項の変更届出……二六

公告
○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所……（東京都選挙管理委員会）…二六
○衆議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……（同）…二八
○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……（同）…二八

告示

◉東京都告示第千四十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、世田谷清掃工場建替事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小池　百合子

一　事業段階関係地域の範囲

世田谷区　桜丘三丁目、桜丘四丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、上用賀五丁目、上用賀六丁目、用賀四丁目、玉川台二丁目、瀬田五丁目、岡本一丁目、岡本三丁目、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、砧一丁目、砧二丁目、砧三丁目、砧四丁目及び砧公園の区域

二　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者　吉住　健一

三　対象事業の名称及び種類

世田谷清掃工場建替事業
廃棄物処理施設の設置

四　対象事業の内容の概略

対象事業は、世田谷区大蔵一丁目一番一号に位置する既存の世田谷清掃工場の建替えを行うものである。

五　環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六　評価書案の縦覧

㈠　期間

令和六年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 世田谷区環境政策部環境保全課

世田谷区玉川一丁目二十番一号　二子玉川分庁舎B棟三階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号　東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和六年十一月二十五日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一　新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(10)に示すとおりである。

表１(1)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	＜工事の施行中＞ 【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が13.3％、二酸化窒素が45.8％である。 なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。 ・浮遊粒子状物質　２％除外値 0.035mg/m³[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素　98％値 0.043ppm　[環境基準 0.04～0.06ppm 注）] 【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端（３地点）において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01～0.05％、二酸化窒素が0.79～8.01％である。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質　２％除外値 0.029mg/m³[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素（最大濃度）98％値 0.039ppm[環境基準 0.04～0.06ppm 注）] ＜工事の完了後＞ 【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 長期予測（年平均値） 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が4.21％、浮遊粒子状物質が0.34％、二酸化窒素が1.08％、ダイオキシン類が3.05％、塩化水素が5.21％、水銀が6.50％である。 なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。 ・二酸化硫黄　２％除外値 0.003ppm　[環境基準 0.04ppm] ・浮遊粒子状物質　２％除外値 0.031mg/m³　[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素（最大濃度）98％値 0.033ppm [環境基準0.04～0.06ppm注）] ・ダイオキシン類　年平均値　0.014pg-TEQ/m³[環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素　年平均値　0.0008ppm　[目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀（最大濃度）年平均値　0.0020μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]

注）日平均値の年間98％値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表１(2)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	短期予測（１時間値） 煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時について予測した。 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は1.3％であった。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化硫黄　１時間値 0.008ppm　[環境基準 0.1ppm] ・浮遊粒子状物質　１時間値 0.053mg/m³　[環境基準 0.20mg/m³] ・二酸化窒素　１時間値 0.069ppm　[短期暴露指針値0.1ppm注１）] ・ダイオキシン類　１時間値 0.053pg-TEQ/m³[環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素　１時間値 0.005ppm　[目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀　１時間値 0.008μg/m³　[指針値 0.04μg/m³] 【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（３地点）において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01未満～0.03％、二酸化窒素が0.17～6.92％である。 したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質　２％除外値 0.029mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素（最大濃度）98％値 0.037ppm[環境基準 0.04～0.06ppm 注２）]
悪臭	＜工事の完了後＞ 【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）】 予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。 【施設の稼働に伴う臭気（煙突等気体排出口）】 予測結果は、煙突等気体排出口において、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。 ・焼却設備（１炉当たり） 臭気排出強度2.4×10⁶m³N/min［規制基準2.4×10⁸m³N/min］ ・脱臭装置　臭気排出強度3.0×10⁵m³N/min［規制基準2.7×10⁷m³N/min］ 【施設の稼働に伴う臭気（排出水）】 予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数14であり、評価の指標とした規制基準(臭気指数28)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

注１）短期暴露指針値は0.1～0.2ppmであり下限値の0.1ppmを評価の指標とした。
注２）日平均値の年間98％値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(3)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
騒音・振動	＜工事の施行中＞ 【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事　76dB（敷地境界西側）［規制基準85dB］ く体・プラント工事　80dB（敷地境界西側）［勧告基準80dB］ 【建設機械の稼働に伴う振動】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事　61dB（敷地境界西側）［規制基準75dB］ く体・プラント工事　68dB（敷地境界西側）［勧告基準70dB］ 【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端（３地点）において、２地点で評価の指標とした環境基準を上回るものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0(0.1)～2(1.1)dBであり、現況と同程度と予測される。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間　64～71dB　［環境基準60～70dB］ 【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端（３地点）において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間　43～54dB　［規制基準60dB］ 夜間　38～52dB　［規制基準55dB］

表 1(4)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
騒音・振動	＜工事の完了後＞ 【施設の稼働に伴う騒音】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。 さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間　48dB(敷地境界西側)［規制基準60dB］ 朝・夕　48dB(敷地境界西側)［規制基準55dB］ 夜間　48dB(敷地境界西側)［規制基準50dB］ 【施設の稼働に伴う振動】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。 さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 27dB（敷地境界西側）［規制基準65dB］ 夜間 27dB（敷地境界西側）［規制基準60dB］ 【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（３地点）において、１地点の昼間以外では評価の指標とした環境基準を上回るものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0(0.0)～2(1.3)dBであり、現況と同程度と予測される。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間　64～71dB　［環境基準60～70dB］ 夜間　56～71dB　［環境基準55～65dB］ 【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（３地点）において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間　43～54dB　［規制基準60dB］ 夜間　36～55dB　［規制基準55dB］

表 1(5)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
土壌汚染	＜工事の施行中＞ **【土壌中の有害物質等の濃度】** 既存施設の稼働中において、計画地内（37地点）の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回った。 さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、評価の指針を満足すると考える。 **【地下水への溶出の可能性の有無】** 計画地内（4地点）の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は、環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準を下回った。 有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考える。 **【新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無】** 現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。
地盤	＜工事の施行中＞ **【掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度】** 工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留壁（SMW）や地盤アンカー工法及び部分的に鋼製支持工等を採用する。更に、掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留壁面への土圧・水圧に対する補強を行うことで、山留壁に著しい変化は生じないと考える。 また、掘削工事着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることから周辺への影響を最小限に留めるよう対策を実施する。 したがって、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。

表 1(6)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
地盤	＜工事の施行中＞ **【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】** 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域（GL約-25m）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。 なお、工事着手前から水位安定後より最低1年間の期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対処する等の対策を講じる。 また、盤ぶくれ等（資料編p.6参照）が生じるおそれがある場合には、既存施設の建替工事事例も考慮し、ディープウェル又は必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する等の対策も講じることから、周辺への影響を最小限に留められると考える。 したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さく、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。 ＜工事の完了後＞ **【地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度】** 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留壁（SMW）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考える。 なお、計画建築物の地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対処する等の対策を講じる。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。 **【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】** 地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回（うかい）して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。 また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の変動によるによる地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。

表１(7)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
水循環	＜工事の施行中＞ **【掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度】** 本事業では、掘削工事に先立ち山留壁を構築する。掘削深度の深い区域（GL約-25ｍ）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28ｍまで根入れする。山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定することや、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。 また、掘削工事着手前より観測井による地下水位の観測を行うことで地下水位及び流況の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることで周辺への影響を最小限に留めるよう努める。 したがって、掘削工事及び山留壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。 ＜工事の完了後＞ **【地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度】** 工事の完了後における地下水の水位及び流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。 また、計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。 **【地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度】** 本事業では、条例等に基づく必要な緑地面積以上を確保することで、現況からの地表面流出量が0.00m^3/sと変化はなかった。なお、雨水流出抑制施設は、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制量以上の必要対策量を確保した雨水貯留槽を設置する計画である。 また、施設の運営にあたり、機能維持及び雨水流出抑制施設等の雨水貯留槽や緑地の適切な管理に努める。 したがって、雨水の地表面流出量の変化は小さく、評価の指標を満足すると考える。

表１(8)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
日影	＜工事の完了後＞ **【冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】** 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、計画地の西側及び東側の規制対象区域において２時間発生するが、各規制対象区域の規制時間内である。計画建築物（煙突を含む）による日影時間は、計画地の西側の規制対象区域において３時間発生し、東側の規制対象区域において２時間発生するが、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突の高さは既存と同じ（約100ｍ）で、位置は概ね変わりなく、日影の範囲は現況と比べ概ね変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。 **【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】** 計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～東側にかけて高層の住宅がある。 住宅については、冬至日における計画建築物による日影時間が増加する地点があるが、増加時間は最大で約30分にとどまる。 したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は実行可能な範囲でできる限り抑えられると考える。
電波障害	＜工事の完了後＞ **【遮蔽障害】** 地上デジタル波については、東京局（関東広域）は最大で計画地の南西側約320ｍ・幅約150ｍの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に市場の一部や公園、道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。 衛星放送については、BS・CS放送（110° CS）は最大で計画地の東側約30ｍ・幅約135ｍの範囲、JCSAT-4Bは最大で計画地の東側約15ｍ・幅約135ｍの範囲、JCSAT-3Aは計画地の東側約10ｍ・幅約80ｍの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。 電波障害要確認範囲も含めた範囲の中においても、市場の一部や公園、道路は影響範囲にあるが、影響が生じる住宅等はない。 なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。 したがって、評価の指標を満足すると評価する。

表１(9)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
景観	＜工事の完了後＞ **【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】** 本事業は、既存建築物等を建て替えるものであり、計画建築物の最高高さは６ｍ高くなるが、煙突については既存と同じ高さ約100ｍとする計画である。また、周辺環境に調和した色合いにし、計画建築物等の視認性を和らげ景観の質を高めることで、みどり豊かな住宅地に溶け込むような「世田谷らしい景観」にふさわしい景観構成要素になると考える。 既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、そのデザインを継承する計画である。区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されている。 したがって、評価の指標を満足すると考える。 **【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】** 近景域については、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。 中景域についても、煙突が確認できるものの、既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されている。 以上のことから眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。 工事の完了後の計画建築物の最高高さは６ｍ高くなるが、煙突の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。 したがって、評価の指標を満足すると考える。 **【圧迫感の変化の程度】** 工事完了後の計画建築物の最高高さは６ｍ高くなるが、計画地近傍における形態率の変化は約0.3ポイントから約1.7ポイントの範囲に留まる。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画であり、評価の指標を満足する。

表１(10)　環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
廃棄物	＜工事の施行中＞ **【廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】** 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約9.5万ｔと予測される。あわせて、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。 したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。 **【建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法】** 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約2.9万m^3であるが、埋戻さなかった建設発生土は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。 したがって建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。 ＜工事の完了後＞ **【廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】** 施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約2.0万t/年である。 飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するにあたっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。 なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。 今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努める。 したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。
温室効果ガス	＜工事の完了後＞ **【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】** 計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約20.3万t-CO_2/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO_2/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は、約14.6万t-CO_2/年と予測する。 本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーターやLED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。 したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、本事業は、評価の指針を満足すると考える。

◉東京都告示第千四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

三　その他　この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図

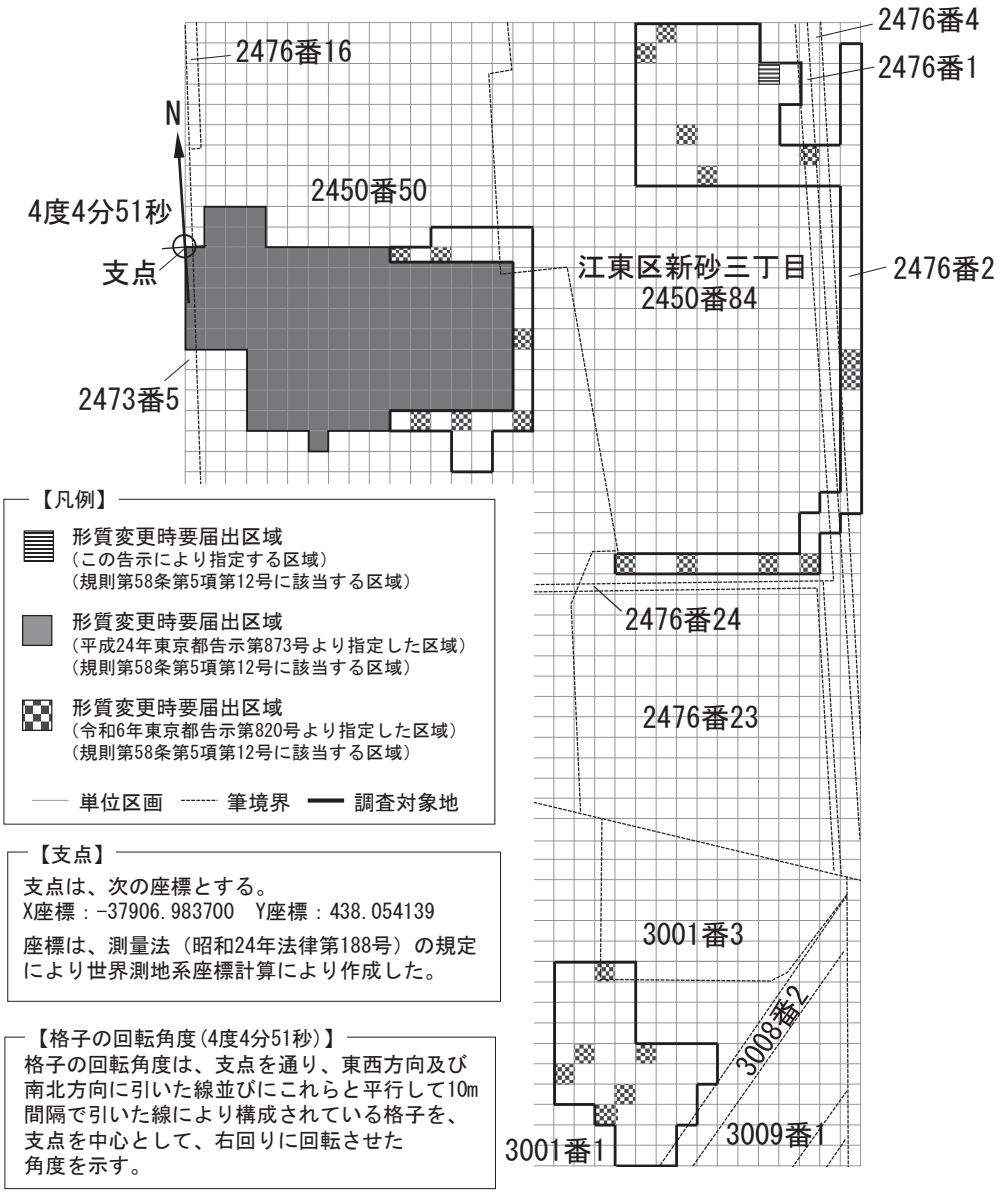

◉東京都告示第千四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年東京都告示第千五百一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（杉並区久我山一丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　六価クロム化合物及びジクロロメタン

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

四　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

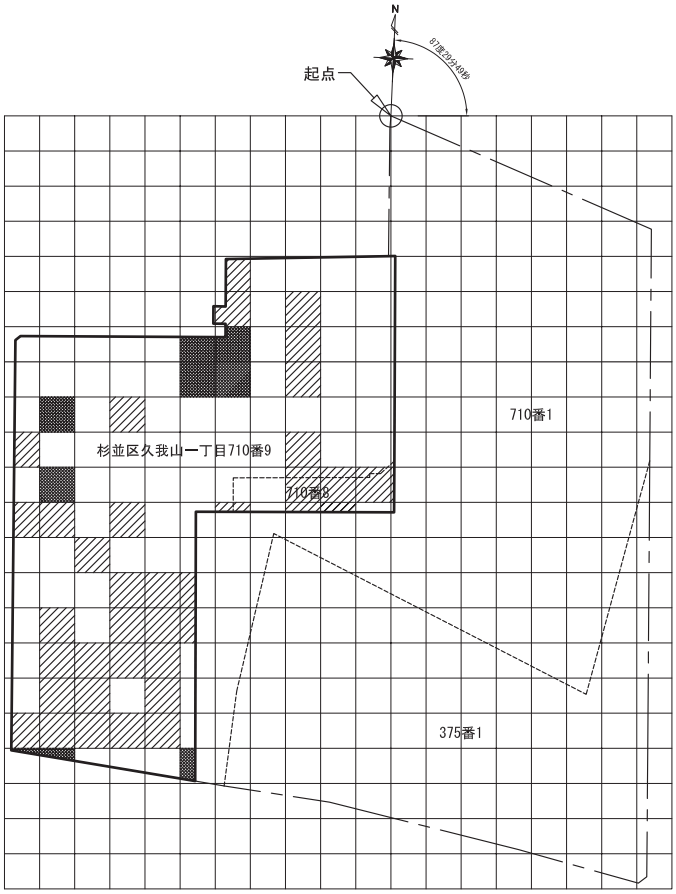

【凡例】
- 要措置区域（令和4年東京都告示第1501号により指定した区域）
- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 事業所範囲

【起点】
起点は、杉並区久我山一丁目710番1の最北端とする。

【格子の回転角度（87度29分49秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第千四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年東京都告示第七百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（品川区荏原五丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別　図

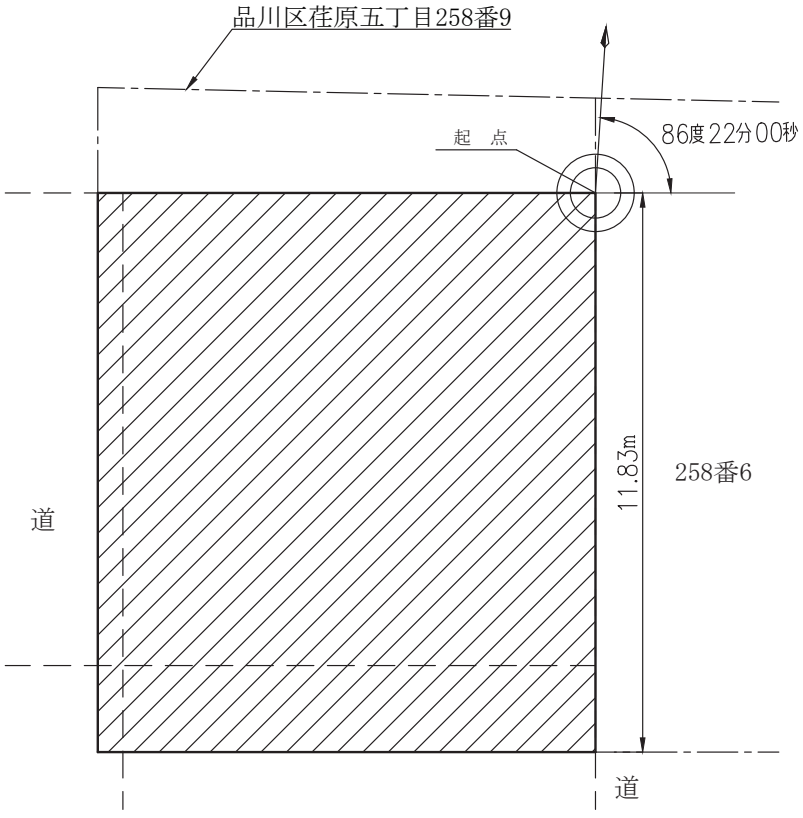

【凡例】
- ―・―：筆境界線
- ――：調査対象地
- ― ― ―：単位区画境界線
- ▨：指定を解除する区域

【起点】
起点は、品川区荏原五丁目258番9と258番6の敷地境界及び道路境界の交点から、敷地境界沿いに北側へ11.83m離れた地点とする。

【格子の回転角度（86度22分00秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により区画された格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第千四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第百五十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

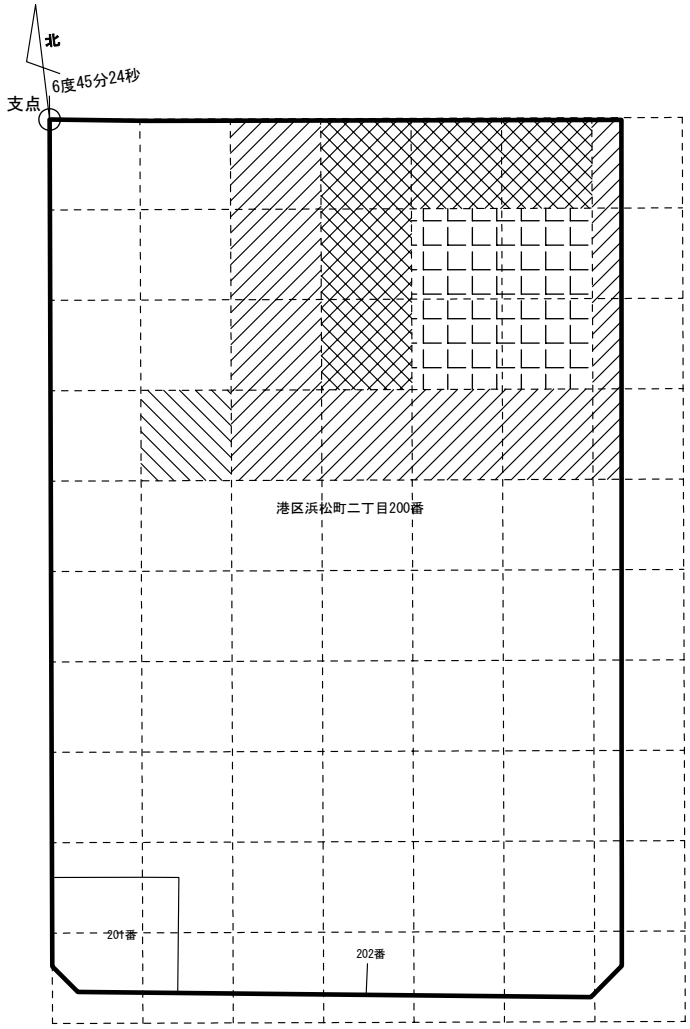

【凡　例】
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域（令和元年東京都告示第157号により指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（令和3年東京都告示第1380号により指定した区域）
- 形質変更時要届出区域（令和6年東京都告示第750号により指定した区域）
- 指定を解除する区域

【支　点】
支点は、港区浜松町二丁目200番の最北端とする。

【格子の回転角度（6度45分24秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第千四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、令和六年十月十一日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　区域の名称

八王子市初沢（３－４）地区（２）

二　区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱七号と標柱十二号とを結んだ線、標柱十二号から標柱十七号までを順次結んだ線、標柱十号と標柱十七号とを結んだ線及び平成三十年東京都告示第千四百三十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

八王子市初沢町

一四二九番二六二　七号
一四二九番三三　十号
一四二九番四八五　十二号
一四二九番五一一　十三号
一四二九番五一三　十四号
一四二九番四八三　十五号
一四二九番四八七　十六号
一四二九番三三　十七号

別　図

八王子市初沢（３－４）地区（２）　急傾斜地崩壊危険区域

八王子市初沢町地内

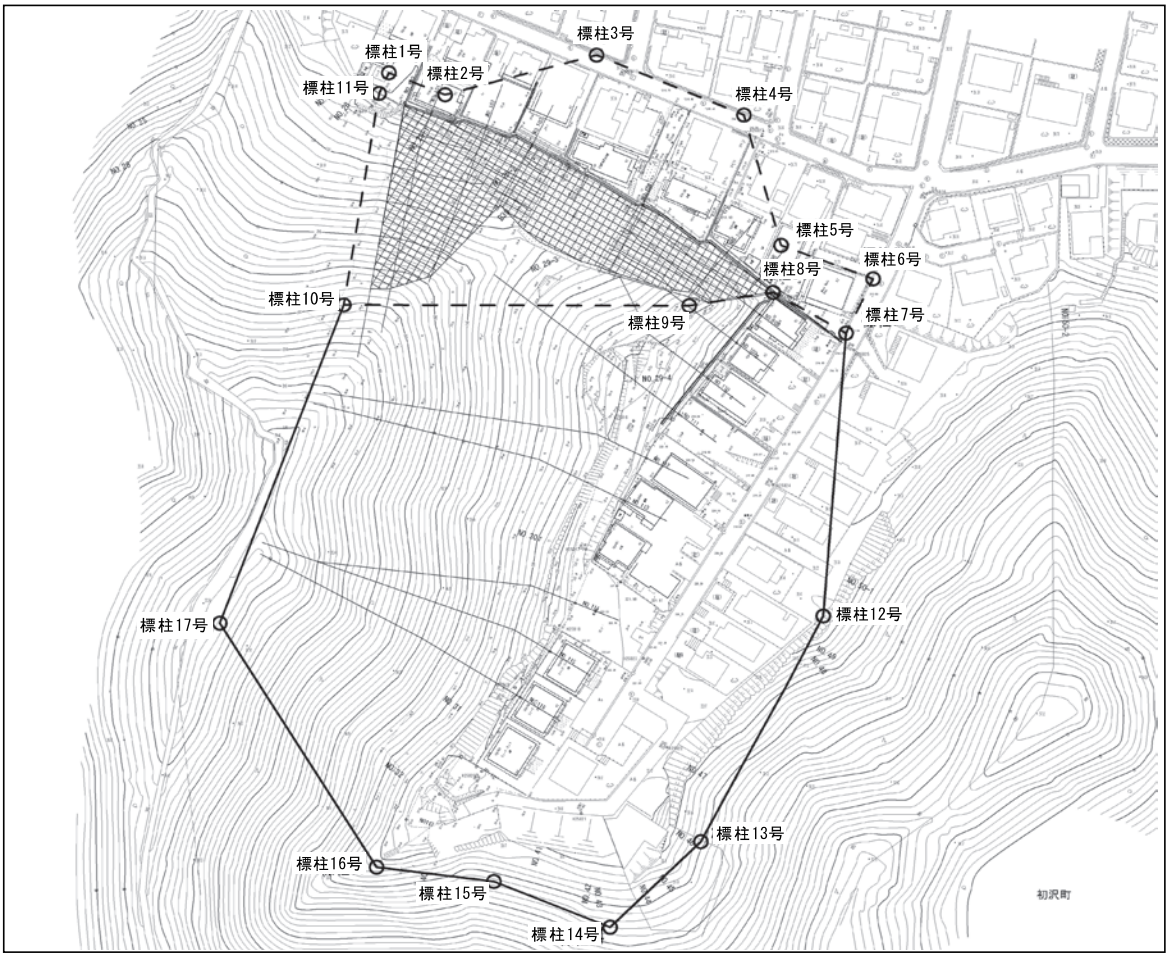

◉東京都告示第千四十七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明親水海浜公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　区域　別図のとおり

二　面積　変更前　六七、〇〇九・四九平方メートル
　　変更後　八〇、一四二・一九平方メートル

三　変更年月日　令和六年十月十二日

別図

有明親水海浜公園

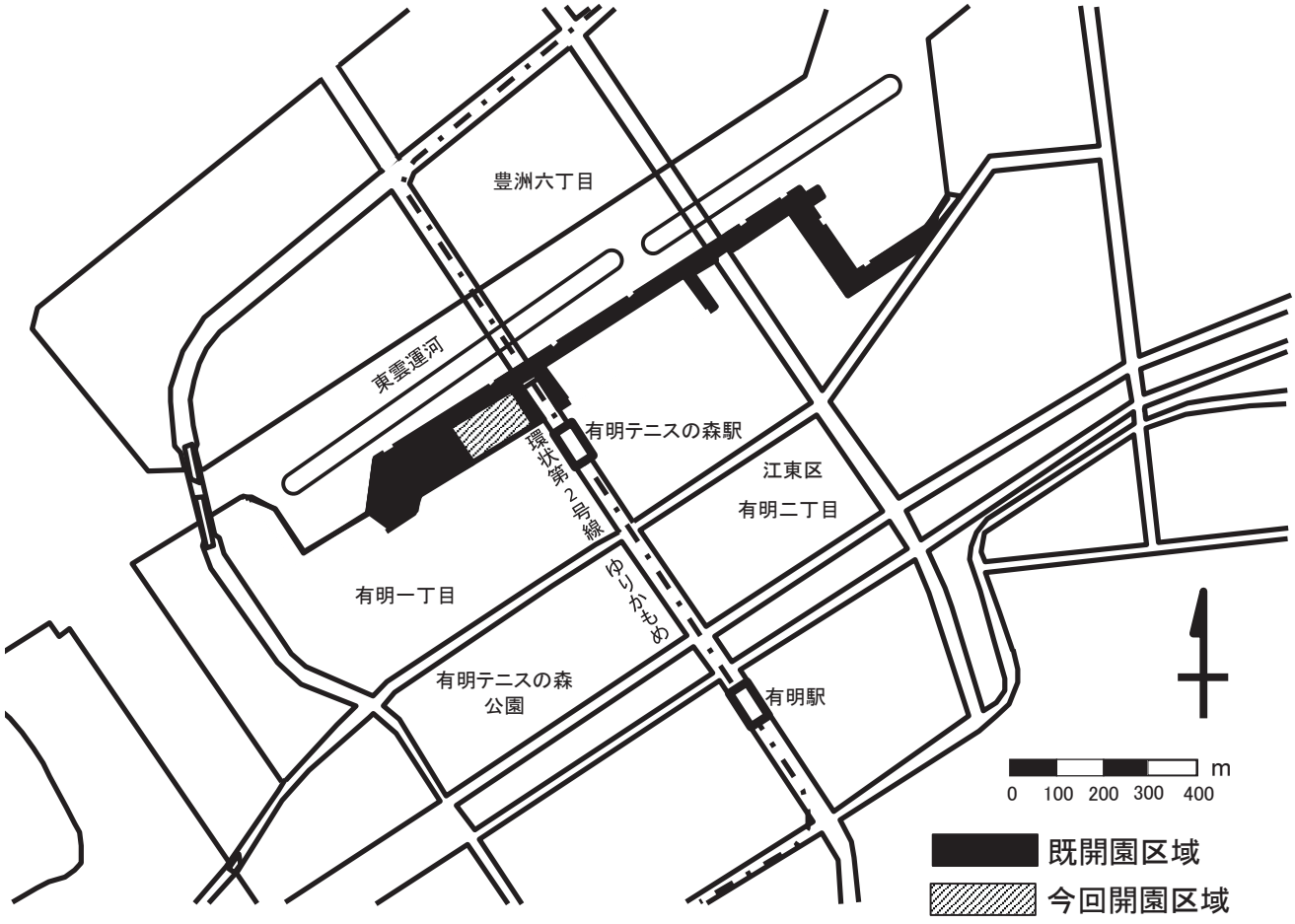

規則（教）

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第十六号

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号中「並びに同法附則第二条及び第三条の規定並びに」を「及び」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。

告示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

1　政党の支部

(1) 法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類（第１号）
国民民主党東京都第４区総支部	井戸　正枝	井戸　正枝	新宿区早稲田鶴巻町５７１－１	R6. 6. 3	○	衆議院議員
国民民主党東京都第１３区総支部	森　洋介	秋葉　政人	足立区梅島１－１３－６	R6. 6. 17	○	衆議院議員
国民民主党東京都第１４区総支部	伊藤　菜々	伊藤　菜々	千代田区集町３－１９	R6. 6. 14	○	衆議院議員
国民民主党東京都第２０区総支部	大西　健太郎	葛西　徹	東村山市栄町２－２０－１０	R6. 6. 3	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第１１選挙区支部	大豆生田　実	大豆生田　実	板橋区熊野町４１－１	R6. 6. 3	○	衆議院議員

2　政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第１９条の７第１項第１号及び第２号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類（第１号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第２号）
伊藤菜々を応援する会	伊藤　菜々	伊藤　菜々	千代田区集町３－１９	R6. 6. 18	衆議院議員	伊藤　菜々、衆議院議員
押忍！大西けんたろう政治道場	大西　健太郎	葛西　徹	東村山市栄町２－２０－１０	R6. 6. 3	衆議院議員	大西　健太郎、衆議院議員
森ようすけ後援会	森　洋介	秋葉　政人	足立区梅島１－１３－６	R6. 6. 17	衆議院議員	森　洋介、衆議院議員
渡良瀬政経懇話会	大豆生田　実	大豆生田　実	板橋区熊野町４１－１	R6. 6. 3	衆議院議員	大豆生田　実、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
永遠に恒久的に一日２，４００Ｋｃａｌの食糧クーポンを全都民に毎年給付する政党	山口　節生	山口　節生	新宿区新宿１－１５－７	R6. 6. 7
木藤直樹後援会	木藤　直樹	木藤　直樹	杉並区善福寺１－５－７	R6. 6. 4
極政会	前田　幸康	広田　泰三	品川区小山台１－３－１４	R6. 6. 19
現職女性知事と東京をもっと！よくする会	玉川　洋子	臼井　淳子	豊島区池袋４－１６－５	R6. 6. 6
子供保守党	村元　寅次	村元　寅次	大田区蒲田５－１９－６	R6. 6. 20
澤繁実応援団	澤　繁実	澤　繁実	港区芝浦１－６－４１	R6. 6. 14
真実を伝え、都政を改革する会	内田　美弥子	内田　美弥子	世田谷区桜丘４－１９－４１	R6. 6. 24

千稲会	菅原	千稲	菅原	千稲	品川区東五反田２－２０－２	R6. 6. 4
チーム府中	小山	有彦	渡辺	将	府中市宮町１－９－１	R6. 6. 13
デジタル民主主義を考える会	安野	貴博	安野	貴博	中央区湊３－４－１０	R6. 6. 6
東京新時代の会	鳥羽	博道	西岡	直人	千代田区一番町２３－２	R6. 6. 11
まっとうな都政をつくる会	土橋	雄宇	柿澤	雄太	世田谷区下馬２－２０－２	R6. 6. 6
宮原和道と自立支援介護ケアマネジメントを推進する会	宮原	和道	宮原	和道	中野区上高田２－４５－１０	R6. 6. 4
山口星矢後援会	山口	星矢	末松	侑樹	目黒区目黒本町５－３－１９	R6. 6. 19
吉本ゆうすけと「より良い小平」を目指す会	吉本	祐之	吉本	亜子	小平市小川西町２－１８－５	R6. 6. 3

備考　従来、渡良瀬政経懇話会は、栃木県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

1　政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都第４区総支部	井戸　正枝	主たる事務所の所在地	大田区蒲田５－４６－１０	新宿区早稲田鶴巻町５７１－１	R6. 6. 11
参政党東京第１６支部	森本　博隆	代表者の氏名	森本　博隆	浅井　和人	R6. 6. 13
自由民主党あきる野総支部	田中　有三郎	主たる事務所の所在地	あきる野市秋川１－１４－１４	あきる野市秋川５－１－９	R6. 5. 28
		代表者の氏名	田中　有三郎	岡野　悦史	R6. 5. 28
		会計責任者の氏名	臼井　建	浦野　治光	R6. 5. 28
自由民主党渋谷総支部	大石　隆士	主たる事務所の所在地	渋谷区道玄坂１－２１－１４	渋谷区東１－２３－９	R6. 6. 14
		代表者の氏名	大石　隆士	村上　英子	R6. 6. 14
		会計責任者の氏名	松本　翔	前田　和茂	R6. 6. 14
自由民主党東京都荒川区第十九支部	加藤　亜季	主たる事務所の所在地	荒川区東尾久３－１４－１	荒川区町屋３－１４－１	R6. 6. 4
		代表者の氏名	加藤　亜季	夏目　亜季	R6. 6. 4
自由民主党東京都港湾空港支部	藤井　広記	代表者の氏名	藤井　広記	舘下　章	R6. 5. 31
自由民主党東京都自動車整備支部	舟橋　竹彦	代表者の氏名	舟橋　竹彦	足立　篤司	R6. 6. 20
自由民主党東京都杉並区第三十六支部	大泉　泰政	会計責任者の氏名	大泉　泰政	塚原　奈美江	R6. 6. 28
自由民主党東京都第九選挙区支部	今村　洋史	会計責任者の氏名	瀬木　秀紀	柴　伸哉	R6. 6. 1
自由民主党東京都宅建支部	野口　文男	代表者の氏名	野口　文男	久保田　辰彦	R6. 6. 7
自由民主党東京都武蔵野市第三支部	島崎　義司	会計責任者の氏名	島崎　知波	島崎　純子	R6. 6. 14
日本維新の会衆議院東京都第１３選挙区支部	重田　惇平	主たる事務所の所在地	足立区千住中居町１７－１４	足立区中央本町１－１３－１３	R6. 6. 20
日本共産党江戸川地区委員会	瀬端　勇	代表者の氏名	瀬端　勇	須田　哲二	R6. 3. 24
立憲民主党東京都参議院選挙区第１総支部	手塚　仁雄	代表者の氏名	手塚　仁雄	齊藤　蓮舫	R6. 6. 18
		公職の種類（第一号）	衆議院議員	参議院議員	R6. 6. 18
立憲民主党東京都第１０区総支部	鈴木　庸介	会計責任者の氏名	加藤　義直	高木　敏行	R6. 5. 28
れいわ新選組衆議院東京都第１４区総支部	櫛渕　万里	政治団体の名称	れいわ新選組衆議院東京都第１４区総支部	れいわ新選組衆議院東京都第２２区総支部	R6. 6. 12

		主たる事務所の所在地	江戸川区平井４－１４－８	調布市国領町１－２５－３８	R6. 6. 12
れいわ新選組衆議院東京都第２５区総支部	依田　花蓮	主たる事務所の所在地	青梅市東青梅３－６－１９	新宿区高田馬場４－２７－１５	R6. 6. 1

2　政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
新しい区長をつくる会	森口　英晴	会計責任者の氏名	森口　英晴	鈴木　妙匡	R6. 6. 17
ＮＨＫから国民を守る党	近藤　秀人	主たる事務所の所在地	練馬区富士見台１－２２－１	板橋区高島平２－２８－４	R5. 5. 31
太田哲二後援会	太田　哲二	主たる事務所の所在地	杉並区堀ノ内３－４９－１９	杉並区西荻南４－１２－５	R6. 5. 1
大津ひろ子O_2ネット	大津　浩子	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚２－１１－２	渋谷区笹塚３－９－３	R6. 1. 1
金子てるよし後援会	井ノ口　励	会計責任者の氏名	岩谷　哲夫	坂口　範昭	R6. 6. 17
グリーンな国分寺	鈴木　千尋	主たる事務所の所在地	国分寺市東元町３－１３－１７	国分寺市東元町１－１４－８	R6. 6. 15
幸福実現党白金門前後援会	鍋島　久之	主たる事務所の所在地	港区芝大門２－７－９	足立区梅島３－４３－１９	R6. 6. 7
		代表者の氏名	鍋島　久之	榎本　雅章	R6. 6. 7
国民の命と安全を守る	鳥居　徹夫	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚２－１１－２	渋谷区笹塚３－９－３	R6. 1. 1
重田じゅんぺい後援会	重田　惇平	主たる事務所の所在地	足立区千住中居町１７－１４	足立区中央本町１－１３－１３	R6. 6. 20
島崎義司後援会	島崎　義司	会計責任者の氏名	島崎　知波	島崎　純子	R6. 6. 14
市民の声・江東	間庭　尚之	主たる事務所の所在地	江東区大島８－４－１	江東区北砂１－１９－１６	R6. 4. 1
深呼吸のできる東京	大井　雄央	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚２－１１－２	渋谷区笹塚３－９－３	R6. 1. 1
政治を直す右ストレートの会	横田　政直	会計責任者の氏名	横田　佳子	横田　英二	R5. 7. 29
せたがやオンブズマン	阿部　力也	政治団体の名称	せたがやオンブズマン	世田谷シングルペアレントの会	R6. 6. 20
ちいさき声をすくいあげる会	川手　賢治	主たる事務所の所在地	青梅市東青梅３－６－１９	新宿区高田馬場４－２７－１５	R6. 6. 1
チーム鈴木ようすけ	鈴木　庸介	会計責任者の氏名	加藤　義直	高木　敏行	R6. 5. 28
東京交通懇話会	南　正人	会計責任者の氏名	濱　勝俊	二井田　春喜	R6. 6. 5
東京新時代の会	藤川　基之	代表者の氏名	藤川　基之	鳥羽　博道	R6. 6. 18
東京都印刷産業政治連盟	白橋　明夫	代表者の氏名	白橋　明夫	橋本　唱一	R6. 6. 4

東京都自動車整備政治連盟	舟橋　竹彦	代表者の氏名	舟橋　竹彦	足立　篤司	R6. 6. 20
東京都宅建政治連盟	野口　文男	代表者の氏名	野口　文男	久保田　辰彦	R6. 6. 7
東京都宅建政治連盟板橋支部	豊田　昌之	代表者の氏名	豊田　昌之	寺本　和孝	R6. 6. 7
東京都宅建政治連盟練馬支部	福島　孝人	代表者の氏名	福島　孝人	立花　祐一	R6. 6. 7
東京をもっと！よくする会	玉川　洋子	政治団体の名称	東京をもっと！よくする会	現職女性知事と東京をもっと！よくする会	R6. 6. 10
		主たる事務所の所在地	新宿区西新宿７－７－３３	豊島区池袋４－１６－５	R6. 6. 10
都民の命と安全を守る	矢部　英子	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚２－１１－２	渋谷区笹塚３－９－３	R6. 1. 1
中島まさとし後援会	中島　正寿	会計責任者の氏名	井上　一正	山口　成仁	R5. 4. 1
日本のための選択肢	中村　和弘	会計責任者の氏名	横川　美紀	藤井　資子	R6. 6. 19
日本保守党東京江東支部	有本　香	主たる事務所の所在地	江東区門前仲町１－１１－７	江東区三好１－８－３	R6. 6. 18
		会計責任者の氏名	小柳　岳史	廣澤　一郎	R6. 6. 18
本郷税理士政治連盟	星野　典子	代表者の氏名	星野　典子	小林　健	R6. 6. 20
よだかれん大応援団	依田　花蓮	主たる事務所の所在地	青梅市東青梅３－６－１９	新宿区高田馬場４－２７－１５	R6. 6. 1
蓮舫後援会	齊藤　蓮舫	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬２－２０－２	千代田区永田町２－１－１	R6. 6. 20
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R6. 6. 20

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

1　政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都千代田区第二十六支部	嶋崎　秀彦	R6. 6. 24
自由民主党東京都足立区第二十九支部	高山　延之	R5. 5. 31
自由民主党東京都武蔵野市第三支部	島崎　義司	R6. 6. 14
自由民主党東京都墨田区第三十七支部	中尾　聡	R6. 6. 1

2　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
おおさわりえ後援会	大沢　里枝	R6. 4. 30
河原ひろあき後援会	河原　弘明	R5. 12. 25
こじま秀樹の会	児島　秀樹	R6. 5. 31
嶋崎秀彦後援会	嶋崎　秀彦	R6. 6. 24
島崎義司後援会	島崎　義司	R6. 6. 14
市民と進める小金井の未来	吉川　裕貴	R6. 5. 31
高山のぶゆき後援会	高山　延之	R5. 5. 31
野村たかし後援会	野村　高士	R6. 6. 17
野村たかし事務所	野村　高士	R6. 6. 17
深谷隆司・辻清人を囲む小石川税理士の会	中村　勝	R6. 6. 27
マンガ・アニメ・ゲームの表現の自由を守る中谷基志の会	中谷　基志	R6. 6. 19
まんだち幹夫後援会	及川　清	R6. 5. 31
宮川かずゆき後援会	宮川　和之	R6. 6. 18
山本さき後援会	山本　沙紀	R6. 5. 31

吉野和之後援会	宗仲	弘子	R6.	6.	18
吉本ゆうすけとより良い小平を目指す会	吉本	祐之	R6.	6.	3
渡辺しんじろう後援会	中畑	清	R6.	6.	19

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
安野　貴博	都知事	デジタル民主主義を考える会	中央区湊３－４－１０	R6. 6. 6
伊藤　菜々	衆議院議員	伊藤菜々を応援する会	千代田区隼町３－１９	R6. 6. 18
内田　美弥子	都議会議員	真実を伝え、都政を改革する会	世田谷区桜丘４－１９－４１	R6. 6. 24
大西　健太郎	衆議院議員	押忍！大西けんたろう政治道場	東村山市栄町２－２０－１０	R6. 5. 31
大豆生田　実	衆議院議員	渡良瀬政経懇話会	板橋区熊野町４１－１	H11. 6. 14
木藤　直樹	都議会議員	木藤直樹後援会	杉並区善福寺１－５－７	R6. 6. 4
菅原　千稲	都議会議員	千稲会	品川区東五反田２－２０－２	R6. 6. 4
森　洋介	衆議院議員	森ようすけ後援会	足立区梅島１－１３－６	R6. 6. 14
山口　星矢	都議会議員	山口星矢後援会	目黒区目黒本町５－３－１９	R6. 6. 19

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大津　浩子	大津ひろ子O_2ネット	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚２－１１－２	渋谷区笹塚３－９－３	R6. 1. 1
駒崎　美紀	こまざき美紀後援会	公職の種類	都議会議員	区長	R6. 5. 23
齊藤　蓮舫	蓮舫後援会	公職の種類	都知事	参議院議員	R6. 6. 20
		主たる事務所の所在地	世田谷区下馬２－２０－２	千代田区永田町２－１－１	R6. 6. 20
重田　惇平	重田じゅんぺい後援会	主たる事務所の所在地	足立区千住中居町１７－１４	足立区中央本町１－１３－１３	R6. 6. 20
間庭　尚之	市民の声・江東	主たる事務所の所在地	江東区大島８－４－１	江東区北砂１－１９－１６	R6. 4. 1

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

1　法第１９条第３項第２号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
板津　道也	板津道也後援会	R5. 4. 30
大沢　里枝	おおさわりえ後援会	R6. 4. 30
河原　弘明	河原ひろあき後援会	R5. 4. 30
島崎　義司	島崎義司後援会	R6. 6. 14
中谷　基志	マンガ・アニメ・ゲームの表現の自由を守る中谷基志の会	R6. 6. 19
野村　高士	野村たかし後援会	R6. 6. 17
山本　沙紀	山本さき後援会	R6. 5. 31
吉本　祐之	吉本ゆうすけとより良い小平を目指す会	R6. 6. 3

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和六年十月二十七日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

基準となる日　令和六年十月十四日。ただし、年齢については、同月二十七日

登録を行う日　令和六年十月十四日

◉東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、令和六年十月二十七日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数を次のとおり定めた。

この場合、ラジオ放送は三放送局が分担するものとする。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

一　基幹放送事業者及び回数

放送の区分	基幹放送事業者	各政党の届出候補者数	回数
テレビジョン放送	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	一人又は二人	一
		三人から五人まで	一
		六人から八人まで	二

		十九人から十一人まで	三
		十二人以上	四
ラジオ放送	株式会社TBSラジオ	一人又は二人	一
		三人から五人まで	二
	株式会社文化放送	六人から八人まで	四
	株式会社ニッポン放送	九人から十一人まで	六
		十二人以上	八

二　ラジオ放送の分担

各政党の放送回数	株式会社TBSラジオ	株式会社文化放送	株式会社ニッポン放送
一	一		
二	一	一	
四	一	一	一
六	二	二	一
八	三	三	一

告　　示（公）

◉東京都公安委員会告示第337号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第１条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第２条の規定により次のとおり告示する。

令和６年10月11日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

１　審査の種類

普通自動車免許技能検定員審査

２　審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

３　審査項目及び審査細目

⑴　技能検定に関する技能

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

⑵　技能検定に関する知識

ア　道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項

イ　自動車教習所に関する法令についての知識

ウ　技能検定の実施に関する知識

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識

４　審査細目の免除

規則第17条第１項各号若しくは第２項各号又は附則第３条第１項第１号若しくは第２号のいずれかの規定に該当する者

５　審査の日時及び場所

⑴　日時

令和６年11月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

⑵　場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目１番地の１）

６　申請手続

⑴　申請書類

ア　申請書（規則別記様式第１号の審査申請書とする。）

イ　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ　審査細目が免除される者は、これを証明する書面

⑵　受付日時

令和６年10月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）の午前９時30分から午後４時まで

⑶　受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番５号）

⑷　申請に関する注意事項

ア　申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和６年10月15日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ　写真は、申請書に貼り付けること。

ウ　提出書類は、本人が直接持参すること。

エ　運転免許証を提示すること。

７　審査手数料

19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第２　１の項備考２に規定する額を減額する。

８　携行品及び服装

⑴　携行品

ア　運転免許証

イ　筆記用具

㋐　黒色又は青色のボールペン

㋑　赤色のボールペン

⑵　服装

自動車の運転に支障のない服装

9　合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第２号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10　問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話　03（3581）4321　内線7251-5276

◉東京都公安委員会告示第338号

指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第４条第１項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和６年10月11日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧	変更年月日
町田ドライヴィングスクール	代表者の氏名	黒滝　寛	南　正人	令和６年６月28日

◉東京都公安委員会告示第339号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第７条第１項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和６年10月11日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
町田ドライヴィングスクール	代表者の氏名	黒滝　寛	南　正人	令和６年６月28日

◉東京都公安委員会告示第340号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第８号）第８条第１項の規定により、次のとおり認定検査実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和６年10月11日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

変更届出があった認定検査実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
町田ドライヴィングスクール	代表者の氏名	黒滝　寛	南　正人	令和６年６月28日

公　　告

衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙において東京都各選挙区の選挙長が事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	場所
東京都第一区	新宿区選挙管理委員会事務局　新宿区歌舞伎町二丁目五番一号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは新宿区役所本庁舎一階五階大会議室　新宿区歌舞伎町一丁目四番一号）
東京都第二区	中央区選挙管理委員会事務局　中央区築地一丁目一番一号（ただし、十月十五日午前八時三十分から正午までは中央区役所本庁舎一階大会議室　中央区築地一丁目一番一号）
東京都第三区	品川区選挙管理委員会事務局　品川区広町二丁目一番三十六号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは品川区役所第二庁舎五階二五一・二五二会議室　品川区広町二丁目一番三十六号）

東京都第四区

大田区選挙管理委員会事務局　大田区蒲田五丁目十三番十四号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは大田区役所本庁舎十一階第六委員会室　大田区蒲田五丁目十三番十四号）

東京都第五区

世田谷区選挙管理委員会事務局　世田谷区世田谷四丁目二十二番三十三号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時までは世田谷区立世田谷区民会館一階ホワイエ　世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号）

東京都第六区

世田谷区選挙管理委員会事務局　世田谷区世田谷四丁目二十二番三十三号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時までは世田谷区立世田谷区民会館一階ホワイエ　世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号）

東京都第七区

渋谷区選挙管理委員会事務局　渋谷区宇田川町一番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは渋谷区役所本庁舎十四階区議会大会議室　渋谷区宇田川町一番一号）

東京都第八区

杉並区選挙管理委員会事務局　杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは杉並区役所本庁舎六階第五・第六会議室　杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号）

東京都第九区

練馬区選挙管理委員会事務局　練馬区豊玉北六丁目十二番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは練馬区役所本庁舎十九階一九〇七会議室　練馬区豊玉北六丁目十二番一号）

東京都第十区

豊島区選挙管理委員会事務局　豊島区南池袋二丁目四十五番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは豊島区役所本庁舎八階八〇七・八〇八会議室　豊島区南池袋二丁目四十五番一号）

東京都第十一区

板橋区選挙管理委員会事務局　板橋区板橋二丁目六十六番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは板橋区役所北館九階大会議室B　板橋区板橋二丁目六十六番一号）

東京都第十二区

北区選挙管理委員会室　北区滝野川二丁目五十二番十号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは北区役所滝野川分庁舎一階大会議室　北区滝野川二丁目五十二番十号）

東京都第十三区

足立区選挙管理委員会事務局　足立区中央本町一丁目十七番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは足立区役所南館十三階会議室　足立区中央本町一丁目十七番一号）

東京都第十四区

墨田区選挙管理委員会事務局　墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは墨田区役所十三階一三一会議室　墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号）

東京都第十五区

江東区選挙管理委員会事務局　江東区東陽四丁目十一番二十八号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時までは江東区役所本庁舎七階七十一・七十二会議室　江東区東陽四丁目十一番二十八号）

東京都第十六区

江戸川区選挙管理委員会事務局　江戸川区中央一丁目四番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは江戸川区役所本庁舎五階五〇四会議室　江戸川区中央一丁目四番一号）

東京都第十七区

葛飾区選挙管理委員会事務局　葛飾区立石五丁目十三番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時までは葛飾区役所新館七階七〇六会議室　葛飾区立石五丁目十三番一号）

東京都第十八区

武蔵野市選挙管理委員会室　武蔵野市緑町二丁目二番二十八号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは武蔵野市役所本庁舎内八一一会議室　武蔵野市緑町二丁目二番二十八号）

東京都第十九区

国分寺市選挙管理委員会事務局　国分寺市戸倉一丁目六番地一
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午後五時までは国分寺市役所プレハブ会議室第一　国分寺市戸倉一丁目六番地一）

東京都第二十区

武蔵村山市選挙管理委員会事務局　武蔵村山市本町一丁目一番地一
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午後五時までは武蔵村山市役所四階中部地区会館四〇一大集会室　武蔵村山市本町一丁目一番地一）

東京都第二十一区

日野市選挙管理委員会事務局　日野市神明一丁目十二番地の一
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは日野市役所五階五〇五会議室　日野市神明一丁目十二番地の一）

東京都第二十二区

三鷹市選挙管理委員会事務局　三鷹市野崎一丁目一番一号
（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは三鷹市公会堂

さんさん館四階第四・第五・第六会議室　三鷹市野崎一丁目一番一号）

東京都第二十三区　町田市選挙管理委員会事務局　町田市森野二丁目二番二十二号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは町田市庁舎二階二一会議室　町田市森野二丁目二番二十二号）

東京都第二十四区　八王子市選挙管理委員会事務局　八王子市元本郷町三丁目二十四番一号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは八王子市役所本庁舎八階八〇一会議室　八王子市元本郷町三丁目二十四番一号）

東京都第二十五区　福生市選挙管理委員会事務局　福生市本町五番地（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは福生市もくせい会館三階会議室　福生市本町十八番地）

東京都第二十六区　目黒区選挙管理委員会事務局　目黒区上目黒二丁目十九番十五号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは目黒区総合庁舎地下一階第十五・第十六会議室　目黒区上目黒二丁目十九番十五号）

東京都第二十七区　中野区選挙管理委員会事務局　中野区中野四丁目十一番十九号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前九時三十分までは中野区役所本庁舎七階七〇一会議室　中野区中野四丁目十一番十九号）

東京都第二十八区　練馬区選挙管理委員会事務局　練馬区豊玉北六丁目十二番一号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは練馬区役所本庁舎十九階一九〇六会議室　練馬区豊玉北六丁目十二番一号）

東京都第二十九区　荒川区選挙管理委員会事務局　荒川区荒川二丁目二十五番三号（ただし、十月十五日午前八時三十分から午前十時までは荒川区役所本庁舎三階三〇四・三〇五会議室　荒川区荒川二丁目二番三号）

東京都第三十区　府中市選挙管理委員会事務局　府中市緑町一丁目八番地（ただし、十月十五日午前八時三十分から午後五時までは府中市選挙管理委員会事務局（旧みどり幼稚園会議室二〇一）　府中市緑町一丁目八番地）

衆議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所について

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院（比例代表選出）議員選挙における東京都選挙区選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会事務局　新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第一本庁舎北塔四十階

衆議院（小選挙区選出）議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

東京都選挙管理委員会

一　令和六年十月十五日　東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室　新宿区西新宿二丁目八番一号

二　同月十六日以降　東京都選挙管理委員会事務局　新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第一本庁舎北塔四十階

発行　東京都　郵便番号163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　電話　〇三（五三二一）一一一一（代）

定価　本号　七〇円　一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）

印刷所　三鈴印刷株式会社　郵便番号101-0051　東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一　電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。